

令和2年度北栄町防災会議 次第

日時 令和3年2月17日(水)
午後1時30分～
場所 大栄農村環境改善センター
大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

(1) 令和2年度 災害等対応状況について・・・資料No.1

(2) 令和2年度 町防災事業の実施状況について・・・資料No.2

5 協議事項

(1) 北栄町地域防災計画の見直しについて・・・資料No.3

(2) 令和3年度 町防災事業(取組予定)について・・・資料No.4

6 意見交換

(1) 北栄町防災への意見・要望等について

(2) その他

7 その他

8 閉会

北栄町防災会議委員名簿

(任期：2019年3月15～2021年3月14日)

機 関 名	職名	氏 名	代理出席者	備考
北栄町	町長	松本 昭夫	出席	会長
国土交通省倉吉河川国道事務所	所長	山田 明	副所長 丸下 淳一	1号委員
鳥取県中部総合事務所 地域振興局	局長	江原 修	出席	2号委員
倉吉警察署	署長	前田 貴寿	警備課長 安本 幹	3号委員
北栄町	副町長	手嶋 俊樹	出席	4号委員
北栄町	総務課長	磯江 昭徳	出席	〃
北栄町	産業振興課長	手嶋 寿征	出席	〃
北栄町	福祉課長	田中 英伸	出席	〃
北栄町	地域整備課長	倉 光 顕	出席	〃
北栄町	生涯学習課長	杉本 裕史	牧本参事	〃
北栄町教育委員会	教育長	別本 勝美	出席	5号委員
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	局長	前田 輝彦	琴浦消防署長 山本 耕二	6号委員
北栄町消防団	団長	川口 美記也	出席	7号委員
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	杉本 健	災害対策担当 船越 靖博 (随 行者 広岡 孝 幸)	8号委員
中国電力ネットワーク株式会社 倉吉ネットワークセンター	所長	三宅 功	出席	〃
鳥取中央有線放送株式会社	管理部課長	永田 孝史	出席	〃
北尾自治会自主防災組織	自治会長	榎本 義人	出席	9号委員
鳥取県自主防災活動アドバイザー		長谷川 孝司	出席	〃
北栄町大栄赤十字奉仕団	委員長	中西 澄江	出席	10号委員
北栄町北条赤十字奉仕団	委員長	松本 眞由美	出席	〃
北栄町社会福祉協議会	総務・地域福祉係長	秋草 ゆみ枝	出席	〃
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	所長	青亀 千弘	出席	〃
北栄町	健康推進課長	吉岡 正雄	欠席	〃

事務局

北栄町総務課情報防災室	室長	米塚 浩二		
北栄町総務課情報防災室	主事	猪山 寛太		

令和2年度 災害等対応状況について

●4/13 大雨

大雨警報：警戒体制(1) 13日 10:13～19:16

被害：被害なし

●6/14 大雨

大雨警報：警戒体制(1) 14日 15:33～21:09

被害：被害なし

●12/30 からの大雪

暴風雪警報：警戒体制(1) 30日 10:15～19:15

大雪警報：警戒体制(1) 30日 14:35～31日 15:48

被害：倒木による通行止め、ビニールハウス倒壊、停電

●1/7 からの大雪・低温

暴風雪警報：警戒体制(1) 7日 4:33～14:43

波浪警報：警戒体制(1) 7日 4:33～8日 3:33

被害：倒木による通行止め、停電

●1/28 からの大雪

暴風雪警報：警戒体制(1) 28日 16:00～29日 2:55

被害：被害なし

令和2年度 町防災事業の実施状況

1 北栄町総合防災訓練（9月6日（日）8:50～11:15、水害・土砂災害）

大栄中学校体育館

参加者

- ・自治会等参加者：22自治会 130人
- ・協力団体：赤十字奉仕団 21人、北栄町消防団 37人
- ・町職員：18人 計 206人

ア 避難所への避難訓練（避難勧告発令）

イ コロナ対策避難所運営訓練

ウ 自治会との避難情報連携訓練

エ 防災講演会 「北栄町防災マップについて」 北栄町総務課

オ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団

カ その他

- ・消防団巡回訓練、災害備蓄品の展示

2 防災研修会

- ・江北浜自治会「水害への備えについて」 (R3.2.10 現在)

3 自主防災組織への助成

- ・自主防災組織育成交付金（訓練活動、訓練用消耗品購入等）
延べ 53自治会、助成総額 912,714円 (R3.2.10 現在)
- ・防火防災器具等整備交付金（防火防災器具購入）
延べ 44自治会、助成総額 1,422,030円 (R3.2.10 現在)

4 自主防災組織の設置状況

- ・R2年度末 48組織/63自治会 (R3.2.10 現在)

5 防災士の育成

防災リーダーの育成を目的に、防災知識を備えた「防災士」資格取得の推進を図る。防災士資格取得に必要な研修受講費や資格試験受験料の費用は町が負担。

- ・令和2年度資格取得 4名（合計33名）

- ・防災士交流会の開催（9名出席）

6 備蓄品の購入

- ・購入品目

マスク、非接触型体温計、フェイスシールド、アクリル間仕切板、手指消毒液、避難所用コロナ対策衛生キット、アルファー米（アレルギー対応）、保存水、懐中電灯、除菌ウェットティッシュ、液体ミルク（アレルギー対応）、毛布、屋内避難所用テント・マット、大型テレビ（福祉避難所）

北栄町地域防災計画の見直しについて

(1) 新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨対応等を踏まえた見直し

ア 震災・風水害等対策編 第2章第36節「被災者支援計画」に追加 P61

2 被災者支援体制の整備

(3) 被災者の生活復興支援体制の整備

県及び町は、相互に連携し、必要に応じ個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に関する課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活復興支援を図るものとする。

イ 震災・風水害等対策編 第3章に追加 P158

第42節 被災者生活再建計画

被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画立てをし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（鳥取県版災害ケースマネジメント）を行うものとする。

ウ 震災・風水害等対策編 第2章第18節「避難所等整備計画」に追加 P39

2 避難所の整備

(4) 避難に係る感染症対策の拡充

- ・新型コロナウイルス等感染症流行時には、可能な限り多くの避難先を確保するものとする。
- ・新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように避難所において感染症対策を徹底するものとする。
- ・体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとるなど避難所における感染症対策の徹底について取り組むものとする。

エ 震災・風水害等対策編 第3章第8節「避難計画」に追加 P91

8 避難所の運営

(3) 避難所の運営

キ 新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

オ 震災・風水害等対策編 第2章第33節「避難行動要支援者対策の強化」に追加 P59

1 1 社会福祉施設対策の推進

(5) 浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の避難の実効性の確保

町は、北栄町地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施状況を把握し、その避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。

カ 震災・風水害対策編 第2章第31節「避難体制整備計画」に追加 P57

5 市町村圏域を超えた広域避難の検討

町は、大規模災害に対応するため、市町村圏域を超えた避難の手順等（避難対象者の絞り込み、避難先の選定と確保、避難手段等について具体的な検討を進めるものとする。

(2) 国の防災計画の改正を踏まえた見直し

ア 震災・風水害等対策編 第2章第28節「防災知識普及計画」に追加 P49

3 住民に対する防災知識・技術の普及

災害リスクと取るべき行動の理解促進のため広報を伴う際には、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進等に努めるものとする。

イ 震災・風水害等対策編 第3章第8節「避難計画」に追加 P88

4 避難の指示等について留意すべき事項

避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

ウ 震災・風水害等対策編 第2章第18節「避難所等整備計画」に追加 P39

2 避難所の整備

(5) 住民以外の避難者の受入

町は、避難所等に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(3) その他の見直し

ア 震災・風水害等対策編 第2章第21節「生活必需物資備蓄・調達計画」の変更 P43

- ・鳥取県、県内市町村とで連携して備蓄する品目の見直しにより以下を追加。
ブルーシート張セット（UV土嚢、防水テープ、ビニールハウスロープ）

イ 震災・風水害等対策編 第3章第8節「避難計画」の変更 P87

- ・浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表に次の施設を追加（ハザードマップ修正による）
多機能型事業所あいおい／北条小学校／北条中学校／北条ふれあい会館（北条なかよし学級）／グループホームトマト／デイサービスセンターくるみの木／大栄健康増進センター（北栄子育て支援センターすまいる）／北栄町社会福祉センター／大誠こども園／宮川委員／介護老人保健施設セラトピア通所リハビリテーション事業所／認知症対応型共同生活介護事業所こころの里／デイサービスセンターだいえい／あゆみの里／フレンズ／ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）／中央公民館大栄分館（大栄こども学校）／岡本医院／中央高等学園専修学校

ウ その他、文言の修正等

令和3年度 町防災事業（取組予定）

1 訓練

(1) 町総合防災訓練

9月5日（日）（予定）

- ア 災害対策本部設置訓練
- イ 自治会との避難情報連携訓練
- ウ 防災講演会
- エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- オ 救助訓練 北栄町消防団

2 自主防災組織、自治会への活動支援

(1) 自主防災組織リーダー等研修会

- ・研修対象：自主防災組織代表や自治会長など自治会防災活動のリーダー役
- ・各自治会での防災訓練に取り入れられるような内容とする。図上訓練など。

(2) 個別支援の取組

- ア 自主防災組織化支援
- イ 自治会独自訓練・研修への助言・指導
- ウ 自治会防災マップ、支え愛マップ作成支援

3 防災士の育成

- ・県主催による養成研修会が、毎年11月ごろに開催予定。
- ・12名育成予定。（研修費町負担）

4 備蓄品の購入

- ・予算 2,221,000円

・購入品目

コロナウイルス感染症衛生対策キット、ブルーシート張セット、アルファーマ（アレルギー対応）、パン、液体ミルク（アレルギー対応）、保存水、毛布、避難所用テント、折り畳みベッド

北栄町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日 条例第 17 号
改正 平成 19 年 12 月 21 日 条例第 35 号
平成 21 年 12 月 27 日 条例第 39 号
平成 24 年 12 月 25 日 条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北栄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は、町長をもって充てる。
3. 会長は、会務を総理する。
4. 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
- (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
- (3) 町を所轄する警察署長 1 人
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
- (5) 教育長 1 人
- (6) 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

1 人

(7) 消防団長 1 人

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 3 人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3 人以内

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 5 条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日 条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 27 日 条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 25 日 条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。